

9. 耐用年数について

Q1	様式第 10 による『取得財産台帳』を整えとありますが、どのようなものを記載すればよろしいでしょうか。	
A1	交付規程第 8 条十四に『…価格が単価 50 万円以上の LED 照明器具、並びにその他大臣が定める財産…』とありますので、50 万円以下であっても、補助事業により取得した CO2 削減に寄与する財産は、大臣が定める財産に該当しますので、本補助事業で取得した財産はすべて、『取得財産台帳』で管理してください。	
Q2	様式第 1 別紙の経費内訳に『購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式価格が 50 万円以上)』とありますが、なにを記載すればよろしいでしょうか。	
A2	照明器具代の他、据付等の労務費、諸経費を含んだ 50 万円以上の一品、一組を記載ください。	
Q3	交換する LED 照明器具の法定耐用年数は何年ですか。	
A3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税法上、固定資産とせず、単年による経費処理が可能であっても、以下の耐用年数としてください。 ・ みなし大企業を除く中小企業では取得価格が 30 万円未満であれば、固定資産とせず、全額経費として一括償却することが認められています(年間合計 300 万円まで)が、以下の耐用年数としてください。 ・ 建物・機械設備など、取得価格が 20 万円以上のものが固定資産課税台帳で管理するものとなりますが、20 万円以下であっても以下の耐用年数としてください。 ・ 1 個 1 組の取得価格が 10 万円以上の工具・器具・備品が固定資産課税台帳で管理するものとなり、20 万円未満であれば 3 年均等償却が可能です。10 万円以下であっても以下の耐用年数としてください。 <p>① 中小企業支援法に該当する中小企業、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却資産の耐用年数『別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表』の『建物付属設備』の『電気設備(照明器具を含む) 15 年』としてください。 ・ 交換する LED 照明器具が、プラグやソケット類により接続して、天井や壁に固着していない場合、『別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表』の『器具及び備品』の『家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるものを除く) 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 6 年』としてください。 <p>② 中小企業規模相当の法人 上記①と同じとしてください。</p> <p>③ 個人事業主 減価償却などの税法上の優遇処置が得られるため、上記①と同じとしてください。</p> <p>④ 個人 法定耐用年数が存在せず、固定資産課税台帳を持たないため、電気安全法の寿命 40,000 時間 (5 年) としてください。</p>	